

安全安心の信州を目指して

第5編 ソフト対策の効果

避難判断を支援する土砂災害警戒情報の活用について

- 土砂災害防止法が改正(H27.1)され、土砂災害警戒情報が発表された場合は、市町村長は避難勧告等を発令することが基本となりました。
- 市町村においては、避難勧告等を発令する区域の単位をあらかじめ決めておくなど、的確な運用が求められています。
- 例えば、平成27年6月23日の豪雨において、長野市では土砂災害警戒情報の発表(17時40分)後、土砂災害危険度が高まっている3地区に対して避難勧告を発令(18時19分)しています。

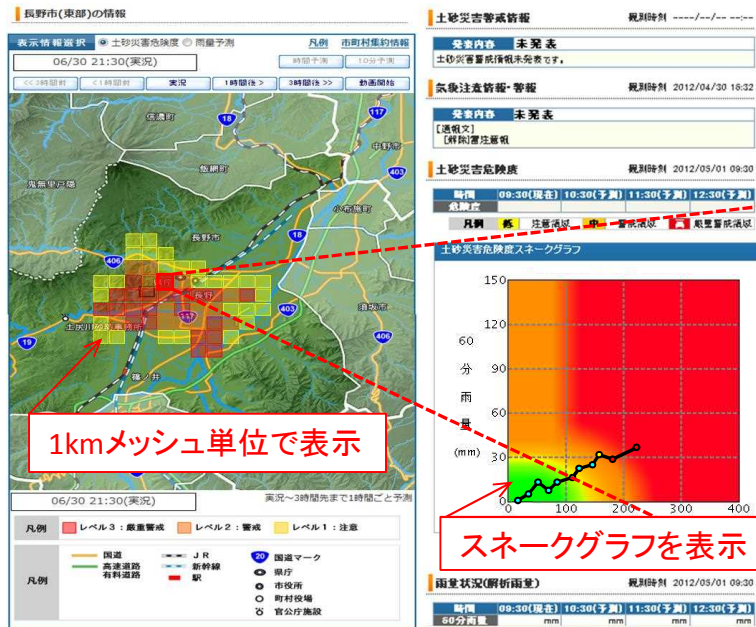
避難勧告発令までの流れの一例(長野市への聞き取りにより砂防課作成)

- ① 土砂災害警戒情報発表
- ② 5kmメッシュによる土砂災害警戒判定範囲の確認
- ③ 1kmメッシュ(河川砂防情報ステーション)により危険度の高い地域の絞り込み
- ④ 事前に1kmメッシュに対する避難勧告対象地区等を整理しておき、速やかな避難勧告に結びつける

→ ④メッシュと避難対象地区等を対応させる準備のイメージ

5km メッシュ番号	1km メッシュ番号	土砂災害警戒区域				避難勧告対象地区	世帯数及び人数	避難所
		土石流	地すべり	急傾斜	箇所番号			
5438713	54387151	〇〇沢			D01234569	〇〇地区 〇〇地区	〇〇世帯〇〇名	〇〇公民館
		△△川			D01234570			
		□□沢			D01234571			
		◇◇沢			D01234572			
				〇〇〇	K01234573			
			△△△	K01234574				
			□□□	K01234575				
	54387152	〇〇〇沢			D01234576	〇〇地区	〇〇世帯〇〇名	
		△△△川			D01234577			
				〇〇	K01234578			
54387111	54387141	〇〇〇沢			D01234579	〇〇地区	〇〇世帯〇〇名	
		△△△川			D01234580			
				〇〇〇	K01234581			
	54387142	土砂災害警戒区域等該当なし						

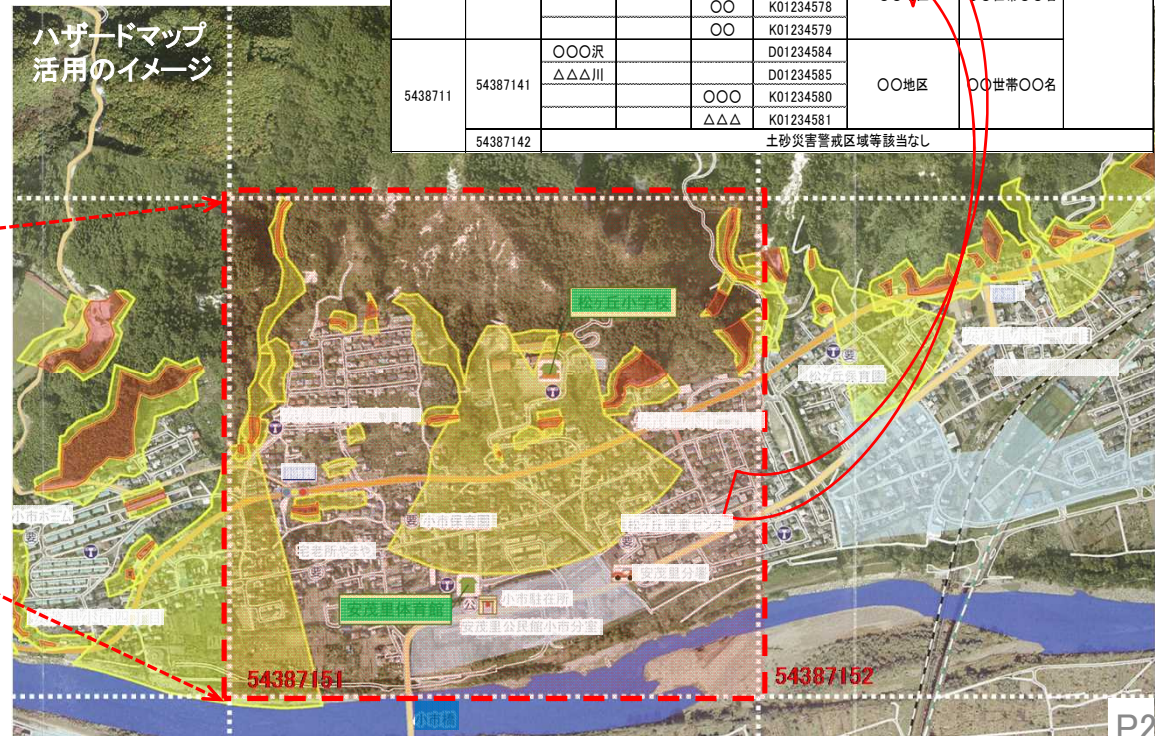
③河川砂防情報ステーション(長野県HP)



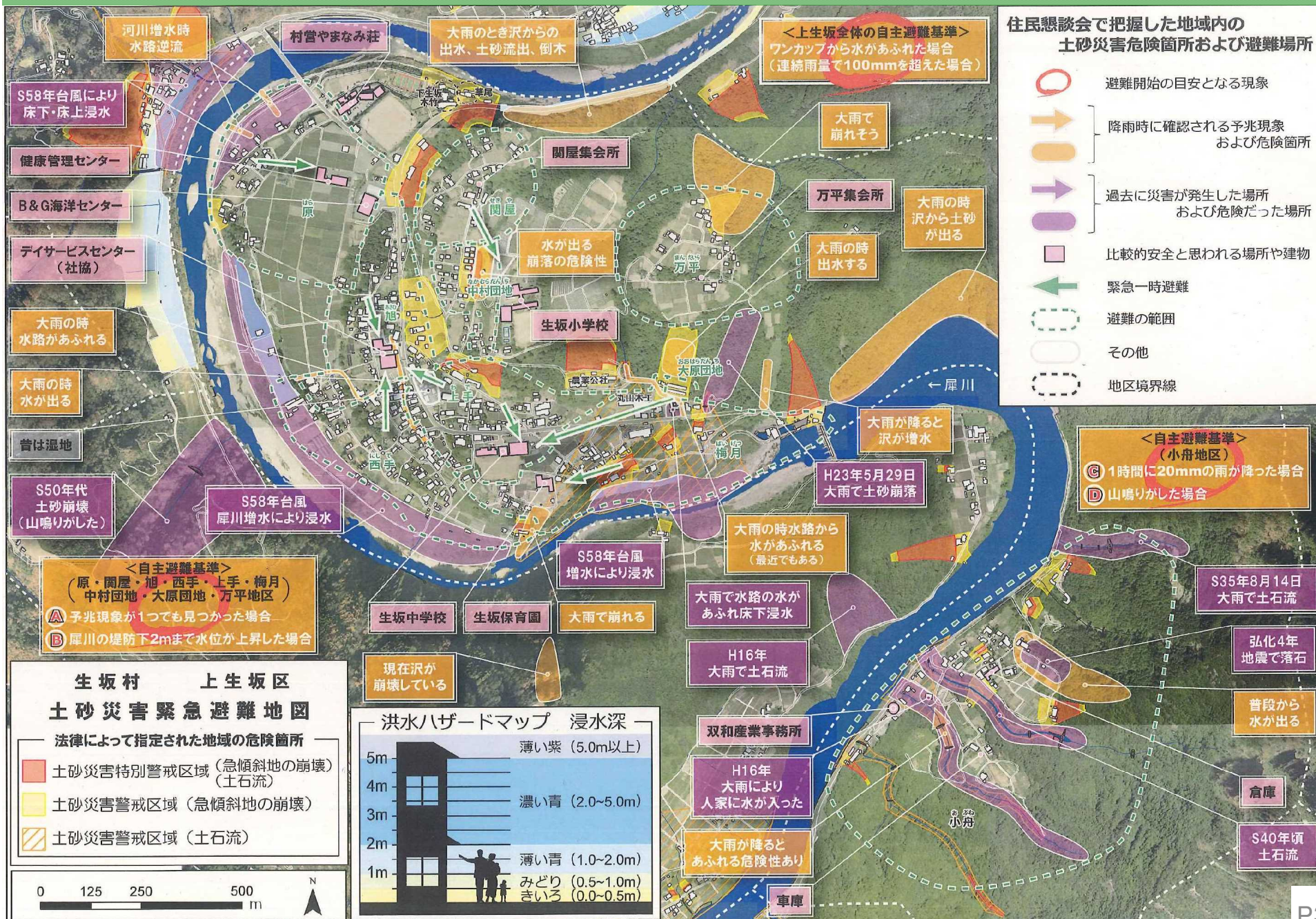
1kmメッシュ単位で表示

スネークグラフを表示

※長野県では平成24年より1kmメッシュの土砂災害危険度と、対応するメッシュのスネークグラフを公表



地域特性に配慮した警戒避難体制づくりの取り組み 地区防災マップの事例(生坂村)



土砂災害防止法に基づく区域指定による適正な土地利用誘導

□ 危険な箇所への新規土地利用の抑制

(1) 要配慮者利用施設の立地計画の変更(H22～)

要配慮者利用施設の設置等の際は、**計画段階から関係部局が情報共有し、危険性、対応策等について助言**を行う。

① 計画段階での相談と情報共有（随時実施）

参考) H22.9～H27.3（4年7ヶ月）までの相談実績 104件

相談実績内訳		件数
1. 危険箇所等に非該当		74
2. 危険箇所等に該当		30
（内訳）	1) 助言内容の計画への反映	8
	2) 計画見送り	2
	3) その他助言内容によらない理由で整備見送り	3
	4) 福祉部局で指導実施中	17

① 危険区域にあるか確認（指定前区域も含む）

② 警戒区域外での施設整備へ3件

③ 警戒避難体制の整備へ5件

④ 施設整備の計画見送り

⑤ 警戒区域外で施設整備するよう指導など

② 施設整備の際に健康福祉部が開催する**社会福祉施設審査会に委員**として参加（年1～2回）

(2) 宅地建物取引時に行われる措置

（一財）長野県宅地建物取引業協会が開催する「**宅地建物取引士法定講習会**」において、土砂災害防止法に関する講習を**砂防課職員が講師**として実施し、**重要事項の説明の趣旨等について、周知・啓発**を図る。（年3回@2会場で開催）

(3) 市町村等の関係機関との連携強化

① **長野県総合土砂災害対策推進連絡会**を開催し、国・県・市町村の関係機関が連携して、「土砂災害危険箇所の周知に関する事項」など連絡調整を実施し、土砂災害の防止、軽減を図る。（年1回）

② **地域総合土砂災害対策推進連絡会**を開催し、各広域内にある国・県・市町村の関係機関が連携して、さらに**県内10広域において「土砂災害危険箇所の増加抑制に関する事項」**など連絡調整を実施し、土砂災害の防止、軽減を図る。（年1回）

雛形

重要事項説明書 [土地建物の売買・交換用]
土地・土地付建物・借地権付建物

平成 年 月 日

買主(譲受人) _____ 様 売主(譲渡人) _____ 様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

⋮

7 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	ア. 土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内→内の場合はイへ
	イ. 土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内→※資料16参照

※宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づく「重要事項説明書」の雛形(抜粋)

要配慮者利用施設の施設整備計画地が安全な箇所へ変更された事例

～福祉部局と連携による土砂災害防止法の取り組み～

要配慮者利用施設の増築計画が変更された事例

- ① 事業者が施設の増築について健康福祉部へ相談
- ② 砂防課へ情報提供、施設は土砂災害警戒区域の指定予定地
- ③ 健康福祉部は、増築に係る補助金交付の要件を満たさない旨を伝達
- ④ 事業者及び所在地の自治体などの関係機関が連携、土砂災害等に対し、より安全な場所へ施設を移転

山口県の要配慮施設の被災事例



平成21年7月の豪雨により、土石流が発生(特別養護老人ホームの入居者7名死亡)



土砂災害特別警戒区域内の建築事例

H27.11.4
砂防課

想定される外力に適合した家屋等構造への誘導: 危害(著しい危害)のおそれのある土地における建築事例(急傾斜地)

【事例1】 個人住宅裏にコンクリート擁壁を設置



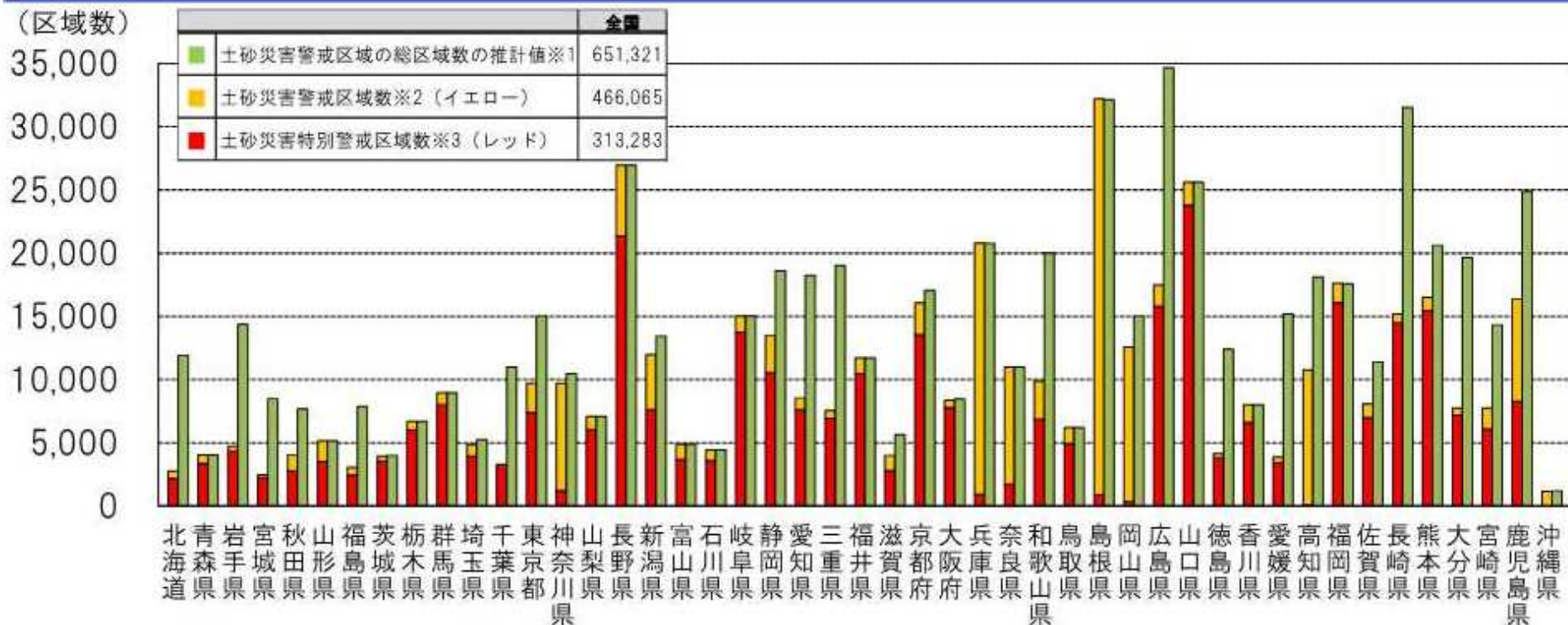
【事例2】 公共建築物(学校体育館)裏にシートパイルによる壁を設置



土砂災害警戒区域等の指定状況

(平成29年1月末時点)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が完了した都道府県は、青森県・山梨県・福岡県・群馬県・栃木県・石川県・山形県・岐阜県・福井県・大阪府・山口県・長野県の12府県。
- 土砂災害警戒区域の指定が完了した都道府県は島根県・鳥取県・奈良県の3県。



※1. 土砂災害警戒区域の総区域数の推計値

都道府県により推計した、土砂災害警戒区域の総数。

平成28年3月末時点の値であり、基礎調査の進捗に伴い変更の可能性がある。

※2. 土砂災害警戒区域 (イエロー:警戒避難体制の整備) (土砂災害防止法) < 1/2,500の地形図より抽出 >

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

※3. 土砂災害特別警戒区域 (レッド:開発行為に対する規制) (土砂災害防止法)

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。